

千葉県告示第566号

道路の区域の変更

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更します。

その関係図面は、千葉県建設局土木部路政課において、令和2年7月13日から2週間一般の縦覧に供します。

令和2年7月13日

千葉市長 熊谷俊人

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名及び道路の区域

路線名	変更の区間	変更の 前後別	敷地の幅員 (m)	延長 (m)
大日町10号線	花見川区大日町1449番1から 花見川区大日町1452番1まで	前	3.65 ～3.68	21.1
	花見川区大日町1449番1から 花見川区大日町1452番1まで	後	3.83 ～3.85	